

奈良市公報

第 2 0 9 号

平成18年 6月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

- 都市計画地区計画の変更案の公衆縦覧…………… 1
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 予防接種の実施の一部改正…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 一般競争入札の実施…………… 4
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの公衆縦覧…………… 5
- 住居番号の設定…………… 5
- なら工藝館の休館…………… 5
- 放置自転車等の処分…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（3件）…………… 6
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更…………… 10
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 結核指定医療機関の指定辞退…………… 10
- 結核指定医療機関の指定…………… 10
- 奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の一部を改正する告示…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 住居番号の変更…………… 11
- 予防接種の実施の一部改正…………… 11
- 一般競争入札の実施…………… 11

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者からの事業の廃止の届出…………… 12

教 育 委 員 会

- 奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則…………… 12
- 奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則…………… 12

- 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則…………… 12

- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 13

- 奈良市立中学校給食導入検討委員会設置要綱…………… 14

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 14

告 示

奈良市告示第295号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成18年 5月 1日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
登美ヶ丘北地区計画
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市中登美ヶ丘三丁目及び中登美ヶ丘四丁目の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成18年 5月 1日から同月18日まで
- 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成18年 5月18日までに必着するように提出してください。

（平成18年 5月 1日揭示済）

奈良市告示第296号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成18年 5月 1日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成18年5月1日
奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭
1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成18年5月15日

- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市押熊町、秋篠町、学園北二丁目、高畑町、紀寺町、三条本町、古市町、横井五丁目、南京終町、神殿町、東九条町及び山町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
押熊第1幹線-78	奈良市押熊町1409-35	奈良市押熊町1409-1
東登美ヶ丘幹線-30	奈良市押熊町2145-2	奈良市押熊町2202-3
東登美ヶ丘幹線-31	奈良市押熊町2202-3	奈良市押熊町2331-5
山陵第2幹線-84	奈良市秋篠町1672-3	奈良市秋篠町1668-2
秋篠幹線-44	奈良市秋篠町899-1	奈良市秋篠町902-1
あやめ池南幹線-447	奈良市学園北二丁目1090-92	奈良市学園北二丁目1090-93
高畑幹線-21	奈良市高畑町1247-1	奈良市高畑町1234
高畑分水幹線-10	奈良市紀寺町714	奈良市紀寺町831
油阪分水幹線-6	奈良市三条本町300-3	奈良市三条本町296-2-1
北永井幹線-300	奈良市古市町1266-8	奈良市古市町1266-8
北永井幹線-301	奈良市古市町1266-8	奈良市古市町1266-8
北永井幹線-302	奈良市横井五丁目466-2	奈良市横井五丁目471-3
明治幹線-221	奈良市南京終町766-9	奈良市南京終町768
明治幹線-222	奈良市神殿町181-79	奈良市南京終町775-1
大安寺第1幹線-204	奈良市東九条町1125-2	奈良市東九条町1116-4
大安寺第1幹線-205	奈良市東九条町1131-10	奈良市東九条町1115-8
大安寺第1幹線-206	奈良市東九条町1130-1	奈良市東九条町1129-1
東九条幹線-150	奈良市東九条町274	奈良市東九条町274
帯解幹線-128	奈良市山町608-4	奈良市山町602-1

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成18年5月1日掲示済)

奈良市告示第297号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成18年5月1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 三条松町～芝辻町四丁目地内奈良市水質改善下水道奈良増強幹線築造工事(公1)
- (2) 工 事 場 所 奈良市三条松町～芝辻町四丁目地内
- (3) 工 期 契約の日から平成21年3月25日まで

- (4) 工 事 概 要 工事延長 L=1595.3m
管体延長 φ1000mm L=1461.6m
H P φ1350mm L=112.7m
F R P M φ800mm L=11.8m
4号組立人孔築造工 1箇所
3号現場打人孔築造工 1箇所
特殊人孔築造工 4箇所、付帯工一式

(泥土圧式ミニシールド工、泥濃式推進工、刃口推進工)

- (5) 予 定 価 格 1,116,532千円(消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 最低制限価格 837,399千円(消費税及び地方消費税を除く)

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店または営業所を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。ただし、(3)は代表者のみとする。

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店または営業所を有し、経審（有効期間内にある直近のもの）の結果における土木一式工事の総合評価値が1,200点以上であること。
 - (3) 近鉄敷地内を占有する工事のため、鉄道工事に精通し、工期・工程等の調整が万全に図れること。
 - (4) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
 - (5) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
 - (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (7) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- 3 設計図書等を示す場所及び日時
- (1) 日時
平成18年5月1日から5月29日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 奈良市総務部監理課
なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。
- 4 入札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成18年5月30日 午前9時30分
- 5 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 6 入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 7 議会の議決等
本件の工事請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の議決事件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、

奈良市議会において議決されたとき、又は同法第179条第1項の規定による専決処分をしたときに本契約が締結されたものとします。

8 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ウ 委任状
- エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
- オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成18年5月8日から5月11日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年5月15日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

(平成18年5月1日掲示済)

奈良市告示第298号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年5月1日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年5月1日掲示済)

奈良市告示第299号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年5月1日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

<p>自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成18年5月1日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設</p> <p>5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を守る条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。</p> <p>6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>7 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 2,000円 イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)</p> <p>8 連絡先 奈良市市民生活部市民安全室地域安全課 電話 0742-34-1111代表 (平成18年5月1日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第300号 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。 平成18年5月1日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 工 事 名 市立奈良病院リニアック棟新築その他工事 (2) 工 事 場 所 奈良市東紀寺町一丁目50番1号 (3) 工 期 契約の日から平成19年3月23日まで (4) 工 事 概 要 1. 建築主体工事 一式 (1) リニアック棟新築工事 RC造平屋建 延床面積 19 5.79㎡ (2) 渡り廊下改修工事 鉄骨造平屋建 (3) 付帯工事 2. 電気設備工事 一式 3. 機械設備工事 一式 (5) 予 定 価 格 261,960千円(消費税及び地方消費</p>	<p>税を除く)</p> <p>(6) 最低制限価格 222,666千円(消費税及び地方消費税を除く)</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 2社または3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。 (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。 (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。 (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す場所及び日時 (1) 日時 平成18年5月1日から5月29日まで(奈良市の休日を守る条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) (2) 奈良市総務部監理課 なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。</p> <p>4 入札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成18年5月30日 午前10時30分</p> <p>5 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>6 入札の無効 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。 (1) 入札に参加する資格のない者のした入札 (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札 (3) 入札書に記名押印を欠く入札 (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札 (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札 (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札 (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札 (8) 入札金額を訂正した入札 (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換</p>
---	--

え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ウ 委任状
- エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
- オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成18年 5月 8日から 5月11日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年 5月15日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市総務部監理課工事入札係

電話 0742-34-4743

(平成18年 5月 1日 揭示済)

奈良市告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年 5月 2日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市整備部下水道建設課

(平成18年 5月 2日 揭示済)

奈良市告示第302号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成18年 5月 2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年 5月 2日 揭示済)

奈良市告示第303号

なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定により、平成18年 6月 6日から同月11日までなら工芸館を休館します。

平成18年 5月 2日

奈良市長 藤原 昭

(平成18年 5月 2日 揭示済)

奈良市告示第304号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成18年 5月 2日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成18年 5月16日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成18年 2月 1日から同月 3日まで、同月 7日から同月10日まで、同月14日から同月16日まで、同月21日から同月23日

(平成18年 5月 2日 揭示済)

奈良市告示第305号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月 2日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年 5月 2日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

次のとおり省略

(平成18年5月2日揭示済)

奈良市告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年5月2日

奈良市長 藤原 昭

氏名	施術所		廃止年月日
	名称	所在地	
宮崎 恵三	陽養鍼灸整骨院	奈良市三条本町9-1	平成18年3月31日

(平成18年5月2日揭示済)

奈良市告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年5月2日

奈良市長 藤原 昭

氏名	施術所		指定年月日
	名称	所在地	
太田 宗	おおた整骨院	奈良市西木辻町40-3	平成18年5月8日
笹原敬太郎	陽養鍼灸整骨院	奈良市三条本町9-1	平成18年5月1日

(平成18年5月2日揭示済)

奈良市告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年5月9日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中山町ひだ歯科医院	奈良市中山町124-1	平成18年3月25日
白銀皮フ科クリニック	奈良市富雄北一丁目3-5 キタダビル2F	平成18年3月31日
おおぬま皮フ科	奈良市押熊町1153-1	平成18年4月30日

新大宮歯科医院	奈良市大宮町六丁目9-1 新大宮ビル2F	平成18年3月31日
さかもと眼科	奈良市中登美ヶ丘三丁目2-103	平成18年3月31日

(平成18年5月9日揭示済)

奈良市告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年5月9日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人 さかもと眼科	奈良市中登美ヶ丘三丁目2-103	平成18年4月1日
ひだ歯科医院	奈良市中山町1255-2	平成18年4月3日
医療法人 おおぬま皮フ科	奈良市押熊町1153-1	平成18年5月1日
新大宮歯科医院	奈良市大宮町六丁目9-1 新大宮ビル2F	平成18年4月1日
ならこころのクリニック	奈良市三条本町2-20 マツダオフィスビル1階	平成18年5月1日

(平成18年5月9日揭示済)

奈良市告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年5月9日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
おおぬま皮フ科	奈良市押熊町1153-1	居宅 居宅療養管理指導	平成18年4月30日

(平成18年5月9日揭示済)

奈良市告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年5月9日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ニッセイせいい在宅介護サービスセンターベル奈良店	奈良市宝来三丁目16-5	居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 訪問介護 介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日 平成18年04月01日 平成18年04月01日 平成18年04月01日
財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団	大阪市北区太融寺町3-24日本生命梅田第2ビル		
フレンドニヶ辻	奈良市尼辻西町8-10	地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成18年04月01日
株式会社シティブランナー	大和郡山市外川町23-1		
医療法人岡谷会訪問看護ステーションしんおおみや	奈良市芝辻町四丁目7-2	介護予防 訪問看護	平成18年04月01日
医療法人岡谷会	奈良市西木辻町200		
けいはんなヘルパーステーション	奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社けいはんなヘルパーステーション	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3		
ホームケアー佐保	奈良市法蓮町545-4	地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成18年04月01日
ホームケアー株式会社	奈良市法蓮町528-1		
ホームケアー法蓮	奈良市法蓮町528-1	地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成18年04月01日
ホームケアー株式会社	奈良市法蓮町528-1		

(平成18年5月9日揭示済)

奈良市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告

示します。

平成18年5月9日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ニッセイせいいい訪問看護ステーション奈良	奈良市宝来三丁目16-5	介護予防 訪問看護	平成18年04月01日
財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団	大阪市北区太融寺町3-24		
デイサービスセンターとみのくに	奈良市中町3857	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
特定非営利活動法人夢のかけはし	奈良市中町3844		
グループホームエル・ハヤシ学園前センター	奈良市学園朝日町12-10	地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成18年04月01日
有限会社ハヤシ	天理市富堂町320-1		
有限会社テンドー・ハート	奈良市大宮町二丁目5-9-102	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社テンドー・ハート	奈良市大宮町二丁目5-9-102		
けいはんなデイサービスセンター	奈良市二名三丁目952-1	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
株式会社けいはんなヘルパーステーション	奈良市中登美ヶ丘1-19-94-3		
有限会社ケアサービスオフィースj	奈良市帝塚山六丁目5-302	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社ケアサービスオフィースj	奈良市帝塚山六丁目5-302		

(平成18年5月9日掲示済)

奈良市告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告

示します。

平成18年 5月 9日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名 称	所在地		
開 設 者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		
高の原デイサービス	奈良市朱雀六丁目2-15	介護予防 通所介護 地域密着型 認知症対応型通所介護 地域密着型介護予防 認知症対応型通所介護	平成18年04月01日 平成18年04月01日 平成18年04月01日
ウェルコンサル株式会社	奈良市三条大路五丁目2-61		
デイホーム・「桜」	奈良市鳥見町二丁目22-3	地域密着型 認知症対応型通所介護	平成18年04月01日
有限会社ナイスケアサポート	奈良市富雄北二丁目8-15		
医療法人おおぬま皮フ科	奈良市押熊町1153-1	居宅 居宅療養管理指導	平成18年05月01日
(医)おおぬま皮フ科	奈良県奈良市押熊町1153-1		
フレンド高の原	奈良市朱雀六丁目2-15	地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成18年04月01日
ウェルコンサル株式会社	奈良市朱雀六丁目2-15		

(平成18年 5月 9日 揭示済)

奈良市告示第314号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月 9日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年 5月 8日
- 3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年 5月 9日 揭示済)

奈良市告示第315号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 5月 9日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 2 移動年月日
 平成18年5月9日
 3 移動対象区域
 近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
 以下省略
 (平成18年5月9日揭示済)

奈良市告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西包永町第1自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
 平成18年5月9日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	麻芋雅俊 奈良市西包永町38番地	花松義光 奈良市西包永町23番地

2 変更の年月日
 平成18年5月7日
 (平成18年5月9日揭示済)

奈良市告示第317号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
 平成18年5月10日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年5月10日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成18年5月10日揭示済)

奈良市告示第318号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。
 平成18年5月10日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	辞退年月日
くさち耳鼻科	奈良市富雄元町二丁目3-8 エステムコート富雄1F	平成18年4月30日
おおぬま皮フ科	奈良市押熊町1153-1	平成18年4月30日

(平成18年5月10日揭示済)

奈良市告示第319号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。
 平成18年5月10日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
おおぬま皮フ科	奈良市押熊町1153-1	平成18年5月1日

(平成18年5月10日揭示済)

奈良市告示第320号

奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年5月11日

奈良市長 藤原 昭

奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱（平成13年奈良市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部高齢福祉課及び介護保険課」を「介護総務課」に改める。

附 則

この告示は、平成18年5月11日から施行する。

(平成18年5月11日揭示済)

奈良市告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年5月11日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成18年3月23日 奈良市指令都整開第05A-57号
- 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成18年 5月11日 第992号
- (2) 公共施設 平成18年 5月11日 第433号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大宮町二丁目82番地の40及び82番地の50
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区難波二丁目 2番 3号
近鉄不動産株式会社
取締役社長 井上 雅雄
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
奈良市大宮町二丁目82番地の40の一部及び82番地の50の一部
(平成18年 5月11日揭示済)

奈良市告示第322号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成18年 5月12日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成18年 5月12日揭示済)

奈良市告示第323号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年 5月12日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成18年 5月12日揭示済)

奈良市告示第324号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年 5月15日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 入札に付する事項
街区公園（ゾーン3）除草業務委託ほか41件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を守る条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
告示日から平成18年 5月18日までは入札控室、同月19日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成18年 5月18日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
 - (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知
平成18年5月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成18年5月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第17号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年5月11日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社 新下工業 奈良営業所	山内 積	奈良市六条二丁目 8番25号	平成18年 5月2日

(平成18年5月11日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月10日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則

奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則（平成10年奈良市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「委員会」という。)」を削る。

第4条中「委員会」を「奈良市生涯学習センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第5条第2項並びに第6条第2項及び第3項中「委員会」を「指定管理者」に改める。

別記様式中「(あて先) 奈良市教育委員会」を「(あて先) 指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、既に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成18年5月10日揭示済)

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月10日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則

奈良市立図書館管理規則（平成元年奈良市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項を次のように改める。

2 特に必要があるときは、奈良市立中央図書館及び奈良市立西部図書館に主査を置く。

第26条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「西部図書館の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「次長、主幹、主査」を「主査」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第8項を第5項とし、第9項を第6項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市立図書館管理規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(平成18年5月10日揭示済)

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則をここに公布する。

平成18年5月10日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則（目的）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定に基づき奈良市教育委員会が行う奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）に定める小学校、中学校、高等学校及び幼稚園に勤務する奈良市が給与を負担する校長、園長及び教員（以下「市費教員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、適正な人事行政に資するとともに、市費教員の能力開発及び意欲醸成並びに学校組織の活性化を図り、もっ

て学校の教育力向上及び人材育成に資することを目的とする。

(対象となる市費教員の範囲)

第2条 人事評価は、次に掲げる者以外の市費教員について実施する。

- (1) 臨時的任用の市費教員
- (2) 非常勤市費教員
- (3) その他奈良市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する市費教員

(評価期間)

第3条 人事評価の対象となる期間は、教育長が定める。

(評価の種類)

第4条 人事評価は、自己申告評価及び勤務状況評価とする。

(自己申告評価)

第5条 自己申告評価は、教育長の指定する日を基準日として、毎年度定期に実施する。

- 2 市費教員は、校長又は園長の定める学校経営の方針を踏まえて自ら職務上の目標を設定し、その目標の達成状況等について自己評価した結果を教育長の定める自己申告シートに記載するものとする。
- 3 指導及び助言をする者（以下「指導助言者」という。）は、市費教員が自己申告シートに記載した内容について適切な指導及び助言を行うものとする。
- 4 指導助言者は、市費教員に対して、自己申告シートを提出させるものとする。
- 5 指導助言者は、次の表の左欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次指導助言者にあつては中欄に掲げる者と、第二次指導助言者にあつては右欄に掲げる者とする。

被評価者	第一次指導助言者	第二次指導助言者
校長及び園長	学務課長	教育長
教頭	所属する学校の校長	学務課長
小学校、中学校及び一条高等学校に勤務する教諭及び養護教諭	所属する学校の教頭	所属する学校の校長
幼稚園に勤務する教諭	—	所属する幼稚園の園長

(勤務状況評価)

第6条 勤務状況評価は、絶対評価及び相対評価により行うものとする。

- 2 絶対評価は、教育長の指定する日を基準日として、毎年度1回定期に実施する。ただし、定期に評価することができない市費教員については、随時評価を行うことができる。
- 3 絶対評価を実施する者（以下「評価者」という。）は、市費教員の職務遂行を通じて挙げた業績並びに職務遂行

上発揮した能力及び意欲について、教育長の定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を教育長の定める勤務状況シートに記載するものとする。

- 4 評価者については、前条第5項の規定を準用する。
- 5 相対評価を実施する者は、教育長とする。
- 6 相対評価の評定及びその割合は、教育長が定める。
- 7 再評価は、教育長の定めるところにより、行うことができる。

(評価結果の取扱い)

第7条 人事評価に携わる者は、人事評価において知り得た情報について、関係法令を遵守して、秘密を保持しなければならない。

- 2 第二次評価者は、市費教員の評価結果について当該市費教員から開示請求があったときは、教育長の定めるところにより、当該市費教員に開示するものとする。

(勤務状況評価の効力)

第8条 勤務状況評価は、当該評価に係る市費教員に対し新たに評価が実施されるまでの間、当該市費教員の勤務状況評価とみなす。

(書類等の提出及び保管)

第9条 第二次指導助言者及び第二次評価者は、教育長の定めるところにより、教育長に人事評価に関する書類又は電磁的記録（以下「書類等」という。）を提出するものとする。

- 2 人事評価に関する書類等は、教育長が保管する。

(教育長の指導及び助言)

第10条 教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、指導助言者及び評価者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年度に行う人事評価から適用する。
- (市費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止)
- 2 市費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年奈良市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

(平成18年5月10日揭示済)

奈良市教育委員会訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年5月10日

奈良市教育委員会

教育長 中 尾 勝 二

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「中央図書館長及び西部図書館長」を「図書館長」に改める。

第12条を削る。

附 則

この訓令は、平成18年5月10日から施行し、この訓令による改正後の奈良市教育委員会事務専決規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成18年5月10日揭示済)

奈良市教育委員会告示第9号

奈良市立中学校給食導入検討委員会設置要綱を次のように定めます。

平成18年5月10日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

奈良市立中学校給食導入検討委員会設置要綱
(目的及び設置)

第1条 奈良市立中学校における給食の実施について検討するため、奈良市立中学校給食導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、奈良市立中学校における給食について、給食形態、実施方法、実施時期その他の事項に関し調査及び研究をする。

(組織)

第3条 検討委員会は、教育長が委嘱し、又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

(会長等の職務)

第4条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

(報告)

第6条 会長は、第2条の調査及び研究の成果について、教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部学務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年5月9日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第6条に規定する報告の終了をもってその効力を失う。

(平成18年5月10日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会平成18年5月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成18年5月2日

奈良市農業委員会
農地部会長 中 島 信 男
記

1 日時

平成18年5月12日（金）午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条、第5条及び第20条に関する許可申請及び届出について
- (2) 事業計画変更申請について
- (3) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
- (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあせん結果について
- (7) 水田利用転換届出について
- (8) 知事許可について（4月許可分）
- (9) 非農地証明について（4月分）

(平成18年5月2日揭示済)